

平成 30 年 3 月 5 日

東 京 都 知 事 小池 百合子 殿
東京都公安委員会委員長 渡辺 佳 英 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二



再度の児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動
を求める緊急要望書

1 私どもは、平成 27 年 6 月 4 日、葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、足立区ウサギ用ケージ監禁玲空斗ちゃん虐待死事件等東京都の児童相談所が関与しながら案件を抱え込み警察と情報共有せず虐待死に至らしめた事件を過去に数多く引き起こしていることを踏まえ、東京都知事及び東京都公安委員会委員長あてに、児童相談所と警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書を提出いたしました(添付ご参照。「27 年要望書」といいます)。しかしながら、東京都にほとんど受け入れられていません。

そうした中、本年 3 月 2 日、東京都目黒区で 5 歳の結愛ちゃんが父親から虐待死させられる事件が発生しました。本事件は、東京都の児童相談所が関与しながら、私どもの要望を受け入れず、児童相談所が警察と情報共有せず、案件を抱え込んだまま、みすみす結愛ちゃんの命を救うことができなかった事件です。詳細は承知しておりませんが、報道によりますと、転居前の香川県では虐待の疑いで二度も一時保護され、香川県からは「虐待の危険性が高い家庭」と伝えられ、児童相談所が家庭訪問しても結愛ちゃんの姿は確認できなかったというのですから、児童相談所が案件を抱え込まず、警察と情報共有し、連携して家庭訪問等していれば、結愛ちゃんの命は救えた可能性がかなりありました。

2(1) 東京都の児童相談所は最近でも案件を抱え込んで、救えたはずの子どもの命を救うことが出来なかった事件を繰り返しています。葛飾区愛羅ちゃん事件は、児童相談所が把握している家庭につき警察に情報提供しないまま、その家庭に 110 番が寄せられ、警察官が家庭訪問しましたが親に騙され虐待を見抜くことができずに帰ってしまい、その 5 日後に虐待死させられた事件です。遺体

には40ヶ所ものあざがありました。児童相談所から警察に情報提供されていれば、警察官は愛羅ちゃんの体を慎重に調べ、あざを発見できたでしょうから、愛羅ちゃんをその場で保護することができました。足立区玲空斗ちゃん事件は、児童相談所は11回家庭訪問しながら2回しか会えなかったにもかかわらず、警察に連絡することなく、自ら子どもの安否を確認することなく放置し、その間に玲空斗ちゃんはウサギ用ケージに入れられ虐待死させられてしまいました。児童相談所が安否確認ができないことを直ちに警察に連絡していれば、警察なら夜間でも粘り強く家庭訪問することにより、玲空斗ちゃんの安否を確認できたでしょうし、その後も児童相談所と警察が連携して適切な頻度家庭訪問を行っていれば、玲空斗ちゃんはかくも残酷に殺されることは決してありませんでした。いずれの事件も、児童相談所が知りながら案件を抱え込み、警察に情報提供しないまま虐待死に至らしめた事件であり、警察と情報共有し連携して対応していれば、命を守ることはできたはずです。こうした事件が続いたからこそ、私どもは東京都知事に27年要望書を提出し、全件の情報共有と連携しての対応を求めたのです。

(2) しかしながら、27年要望書提出後1年以上経過し、ようやく平成28年10月に締結された東京都と警視庁の間で締結された協定は、児童相談所から警察へは一時保護解除事案などごく一部の案件しか警察に提供されないという極めて不十分なものでした。これは児童相談所が通告を受けた事案の約5%に過ぎず、上記葛飾区愛羅ちゃん事件や足立区玲空斗ちゃん事件は一時保護解除事案ではないため、これらの事件の再発防止には全く寄与しないものです。当職は、昨年2月に東京都家庭支援課課長と直接面談し、本協定では上記の事件の再発防止は図れず、児童相談所と警察との全件情報共有が必要である旨説明し、その実現を図るよう要望いたしました。が、「現協定で十分である」として合理的な説明が全くないまま拒否され、今に至るまで児童相談所から警察へはごく一部の虐待案件しか提供されていません。

このように東京都はこれまで数多く案件を抱え込んで救えたはずの子ども
の命を守れなかった事件を引き起こしながら、それを改めるよう求める要望を
何度も受けながら、再発防止のため必要なことが明らかで、他県では既に実施さ
れ、アメリカやイギリスでは当然の、警察とすべての案件を共有の上連携して子

どもを守る取組を拒否したまま、今回、結愛ちゃんの命を救えないという事件を引き起こしているのです。

3 私どもは、平成 26 年から、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会とともに、虐待を受けあるいは所在不明となっている子どもたちを救うため、児童相談所・市町村・警察が、情報を共有し連携して活動すること等を法律で整備することを求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正を求める署名活動」を実施し、これまでに約 3 万 5 千人の署名と要望書を安倍総理大臣宛に提出し、各党への法整備の要望活動を行い、その結果、児童相談所と警察の間で「虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう」必要な検討を行うとの国会での附帯決議が決議されました。また、東京都をはじめ各自治体への要望活動も併せて行っておりますところ、茨城県にはご理解賜り、同県では本年 1 月から児童相談所と警察との間で全件情報共有が実現しております。

これまで、多くの児童相談所は自ら関与しながら虐待死等重篤な事案に至らしめた多くの事件で「危険性が低いと判断した」旨弁明することが通例ですが(目黒区結愛ちゃん事件でもそのように報道されています)、虐待死等重篤な事案は児童相談所が危険性が低いと判断し警察と情報共有せず案件を抱え込んだ事案で発生しています。案件把握時にすべての情報を得ているわけでもなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくありません。神ならぬ人間の身で「この案件は危険性が低いから他機関と情報共有せずとも大丈夫」との判断は傲慢です。子ども虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘い事案ではありません。警察等の関係機関と情報共有もせず案件を抱え込む姿勢自体が致命的な間違いなのです。

警察に情報提供しないために児童相談所が把握している虐待家庭に警察が対応しても警察が虐待を見逃してしまうリスクが生じているほか(東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件など)、児童相談所は警察に情報提供していれば、その家庭につきその後警察が 110 番対応、事件捜査、迷子・家出少年の保護等警察活動で対応した場合にはその状況につき警察から報告を受け、最新の情報を把握することができ、子どもを守るために極めて有効であるにもかかわらず、警察に情報提供をしないため、自らその機会を放棄してしまっているのです。子どもを守ることを真剣に考えるのであれば、到底とりえない対応です。情報共有の対象を

児童相談所が危険性が高いと判断した案件に限定することは極めて不合理で、このような対応を続けなければいつまでも児童相談所が関与しながら虐待死に至る事例はなくなりません。

4 そこで、東京都には、27年要望書で要望している警察との全件情報共有の上連携して子どもを守る取組をしていただきたく下記のとおり再度要望いたします。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察と情報を共有する。特に、親が面会拒否、留守等で子どもの目視での安否確認ができない場合、親に過去の虐待歴あり、乳幼児健診未受診、転居して所在不明、通報先不明等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る110番通報や相談等を受け、あるいは、迷子、深夜はいかいの子どもを保護する場合、事件捜査や巡回連絡の場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭、被虐待児であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。そして、その取り扱い状況を児童相談所に通知する。

③ 区市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、学校等関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所、警察との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。不登校事案についても凄惨な虐待・ネグレクトが行われている事件がこれまで数多く発生していることを念頭に、上記同様、関係機関で必要な情報共有の上連携して子どもの安全を確保する。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密

な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、区市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

また、東京都には都内各区市町村に同様の対応を取るようご指導賜りますようお願いいたします。

⑥区市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察を含む関係機関と情報共有を図る。

そして、東京都、警視庁、各区市町村には、27 年要望書で要望しているとおり、

⑦児童相談所と区市町村、警察は、すべての虐待案件につき情報共有の上、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、各機関が把握した情報を常に他機関と共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

ことを改めて要望いたします。このような取組は子どもを守るためにはごく当然の、なぜ取ろうとしないのか説明できないほど当然の取組であることにつき是非ご理解賜り、直ちに実現していただくようお願いいたします。

なお、情報共有は緊急に実施する必要性が極めて高いことから、当面は、容易に行える紙媒体、あるいは USB で情報共有することで差し支えないと思料致しておりますが、将来的には、児童相談所と警察の共通のデータベースを整備することにより、何ら業務負担が生ずることなく常時の情報共有が可能となり、かつほとんどど経費も要しないことから、是非とも、児童相談所と警察の共通のデータベースの整備を図っていただきますようお願い申し上げます(添付ご参照)。

5 茨城県のほか、高知県では児童相談所が関与しながら虐待死を防ぐことが出来なかった事件を教訓に早くも平成 20 年から児童相談所と警察との全件情報共有を実現しているほか、明石市、姫路市など全国の多くの市町村では既に要保護児童地域対策協議会の実務者会議の場で警察等関係機関と全件情報共有を実現しています。大阪府箕面市は昨年末の虐待死事件を契機に警察に実務者会議の参加を要請し実現しています。上記④、⑤は、大阪府、大阪市、堺市の児童相談所が平成 29 年 4 月から、私どもの要望に応じて実施しています。また、上記③の不登校事案に関する取組については、平成 29 年 12 月に大阪府寝屋川市で発覚した不登校児童を学校、行政が長期間放置して衰弱死・凍死に至らしめた事件の教訓から必要なものです。

上記のとおり、東京都では、児童相談所等が関与しながらみすみす虐待死に至らしめた事件が極めて多く発生していますが、これまでほとんど有効な対策が講じられていません。このままでは、いつまでも児童相談所等が関与しながら子どもが虐待死させられる事件が続きます。どうか、多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、トップのリーダーシップで、役所の縦割りを排し、児童相談所と区市町村、警察の全件情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命を守っていただくようお願いいたします。

本要望書は、日本国憲法 16 条及び請願法 3 条に基づく請願です。同法 5 条に則り、誠実なご処理・ご検討の上、各要望事項につき、平成 30 年 3 月 31 日までに文書で下記連絡先まで回答いただきますようお願いいたします。

(連絡先)NP0 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士)

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B tel 03-6434-5995
fax 03-6434-5996 kgotoh@ck9.so-net.ne.jp

<http://www.thinkkids.jp/> <https://facebook.com/thinkkidsjp/>